

## 第1号議案

市貝町の区域を栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域に指定することについて

栃木県知事から意見を求められたこのことについて、次のとおり提出します。

令和6（2024）年2月2日

栃木県景観審議会会長

都計第 271 号  
令和 6（2024）年 2 月 2 日

栃木県景観審議会会長 様

栃木県知事 福田 富一

市貝町の区域を栃木県景観条例第 31 条第 1 項の規定による区域に指定することについて

栃木県景観条例第 31 条第 2 項の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

## 記

### 1 意見を聴く事項

栃木県景観条例（平成 15 年栃木県条例第 6 号）第 31 条第 1 項の規定により、同条例第 3 章第 1 節及び第 2 節の規定の全部を適用しない区域として市貝町の区域を指定すること。

### 2 理由

市貝町は、景観法に基づく景観行政団体として、町全域を景観計画区域とする景観計画を策定し、栃木県景観条例第 3 章第 1 節及び第 2 節と同等の規定を同計画に設け、令和 6 年 4 月 1 日から施行を予定しているため。